平成２２年（フ）第２９０９号
札幌市西区八軒３条西１丁目６番27号　朝日ハイツ
債務者　長内久美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１７号
北海道岩見沢市志文町1180番地32　コーポサンシャイン
債務者　伊藤　　紫（旧姓丹野）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２２号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目14番10号　イーストクロス305号
債務者　藤塚　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２３号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目14番10号　イーストクロス305号
債務者　藤塚千穂子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３２号
札幌市白石区菊水元町４条２丁目４番12―204号
債務者　菊地　保世
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４６号
札幌市中央区北６条西26丁目５番33―201号
債務者　会田　麻子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４９号
札幌市東区北９条東14丁目２番20号　コーポ三山６
債務者　佐賀　清子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
北海道稚内市萩見３丁目９番20号
債務者　神山　直美（旧姓前）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１１２号
山形県酒田市成興野字須郷１番地の217、前住所山形県酒田市成興野字須郷１番地の38
債務者　佐藤　尊志
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第８７号
山形県酒田市御成町15番32―305号　ベルコーポⅡ、前住所宮城県仙台市泉区天神沢１丁目18番35―103号
債務者　齋藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３１２号
群馬県富岡市七日市1233番地10
債務者　武内　里衣
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２０号
群馬県高崎市石原町3107番地72
債務者　高野　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２１号
群馬県高崎市石原町3107番地72
債務者　高野　　礼
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２９号
群馬県高崎市上中居町295番地１　島田ハイツＡ202号
債務者　池内　紀恵
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６０４号
名古屋市千種区萱場２―７―13　プライムメゾン萱場公園803号
債務者　若林　　周
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７５号
名古屋市名東区本郷１丁目85番地の１　プロクシィスクエア本郷Ⅰ105号
債務者　和田　博文
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７６号
愛知県春日井市中央台２丁目３番地２　228号棟903号室
債務者　鷲見　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部